

.....
○委員長（古川伸一君） 次に、錦織委員。

○委員（錦織淳二君） 国民健康保険料について質問させていただきたいと思います。

その前に、私ごとで恐縮ですが、数カ月前に日本年金機構からA4の結構分厚い封書が届きまして、何だろうと思ってあけてみたら、年金を受け取るための手続き用紙が入ってまして、私も年金をもらう側の年になったのかと思って、非常にショックを覚えておりますけれども。私は37年前に新卒で精密機器メーカーに入社して以来、ずっと人事一筋で来て、現在、赤坂で経営している会社もいろいろな人事関連の事業をして、18年目に入ったところでございます。

新卒入社当時は、丸の内の本社勤務だったのですが、真空管からICになったころなので、世の中にまだ電卓というものがなくて、毎日下手なそろばんと格闘しながら給料計算とか、社会保険の計算をやっていたのを覚えています。もちろん給与や賞与も現金でしか支給できない時代だったので、支給日には数億円という現金を3人1組で、いろいろな銀行の本店、支店にてかき集めてくるのです。初任給の手取りがたしか六、七万円だった時代でございますので、億単位の現金を運ぶわけで、ちょうど3億円事件があったところでございましたので、本当に運んでいる最中ははらはらどきどきでございまして、本社に着いたときはいつもぐったりしていたのを覚えています。それから20人ぐらいで給料の現金を袋詰めするわけですが、新札なので非常に数えにくいのです。コインまで全部入れるので、なかなか合わなくて、そのたびに何度もやり直すのです。本社管轄の給料といっても、近くにある一番大きな工場も管轄でございまして、前の営業所も管轄でございまして、運ぶ時間がございまして、時間が限られているので、本当に責任を感じていまして、給料日と賞与日が一番怖いという、給料怖いという給料日症候群の人生を送っていました。

その一連の人事業務の中でいろいろ疑問が生じておりまして、そのたびに上司に質問していただきましたけれども、係長、課長からはいつも、おまえの考え方は非常識で通用しないとか怒られていまして、尊敬していた部長から、私の考え方は、時間がかかるかもしれないけれども、そのうちに君の考え方が通用する時代が来るよということで、一生懸命頑張れなさいと言われて、私も将来は部長のような上司になろうと思って、あこがれて頑張っていた次第でございまして。

いろいろな疑問の一つが、日本の社会保険制度における専業主婦と共稼ぎ主婦の差別問題と、サラリーマンと自営業者の社会保険の差別問題です。つまり、専業主婦は夫の扶養者になりますので、すぐ被保険者になることができるので、社会保険料を支払う必要がない上に、現在の制度では年収が130万円未満であれば、所得があるにもかかわらず、同じ恩恵が受けられる。かなり優遇されていますけれども、共稼ぎの主婦は会社での労働があって、かつ税金、社会保険料を払って、働きながら子育てをするためには保育施設に子どもを預ける必要もあり、当然、その経費

もかかってきます。家に帰れば、家事もすれば、子どもだけではなく、親の介護をしなくてはいけない人もいるかもしれません。優遇されるべきは専業主婦じゃなくて、共稼ぎの主婦の方ではないでしょうか。

しかし、本来であれば、この問題はどちらが優遇されているかというような問題ではなく、共稼ぎ、専業主婦を問わず、みんなが支払うフェアなやり方だと思っています。そういった意味においては、サラリーマンの社会保険制度より、国保、国民年金の制度の方が理にかなっていると思っています。しかしながら、国保においてはそもそもが、職業別でつくった制度そのものが今の時代には合わなくなっていており、加入者の平均所得が低いにもかかわらず、保険料が事業主との折半でないために保険料の負担感が非常に大きい上、さらには天引きができないという致命的な徴収問題があります。これでは失業した人が国保に加入した場合、保険料が払えない人も出てくれば、払える人でも払うのが嫌になってしまいますし、天引きではないために、わざと払わない人も出てくるかもしれません。

つきましては、平成22年度における国保の加入者及び保険料の歳入額と免除・減額者及び、その保険料の総額と滞納者世帯数及び保険料総額をお答えください。

○国保年金課長（神田市郎君） 平成22年度の国民健康保険の加入者は6万3,790人となっております。平成22年度の国民健康保険料の歳入額は65億511万8,763円で、未収額30億714万7,497円を加えると、歳入として入ってくる予定だった額は95億1,266万6,260円となります。保険料の均等割額を7割、5割、2割減額にする法定の減額の世帯数は1,815世帯で、一般減額免除適用世帯数は47世帯となっております。総数は1,862世帯となります。その保険料額は法定減額である7割、5割、2割の減額分が5億1,378万2,627円。そのうちの4分の1の1億2,844万5,000円と一般減額免除の302万6,350円の計1億3,147万1,000円を一般会計から繰り入れております。また、滞納世帯数は1万6,866世帯となっております。

○委員（錦織淳二君） ありがとうございます。ということは、平成22年度に入ってくる予定だった国保の保険料が95億1,226万6,260円だったのに、滞納している1万6,866世帯の保険料が30億714万7,497円なので、実際には65億511万8,763円しか入らなかったことになるのではありませんか。ということは、実に保険料の31.6%が滞納されており、その滞納額はすべて区民の血税から充当されていることになるだけではなく、保険料の免除・減額者が1万8,062名で、その保険料が1億3,147万1,000円にもなっていることも大きな問題ではありませんか。

最近、保育料や給食費を十分に支払える所得のある方が、信じられないような理由をつけて払わないことが社会問題になっていますけれども、国保に関しても、病気、失業、災害、収監等で免除・減額制度があるにもかかわらず、31億円近い保険料が滞納されているのが現状でございます。

では、滞納者に対しては、どのような督促をされているのでしょうか。また、その督促状況及び短期証交付状況と悪質滞納者の状況及び差し押さえ状況についてお答えください。お願いします。

○国保年金課長（神田市郎君） 督促状につきましては、毎月末の納期限から1カ月半後の時点で、現年度分の保険料に対して支払いのなかった被保険者に対して送付しております。督促状は時効の中断の効果を持つものです。督促状況につきましては、平成22年度、1年間に延べ13万7,350通の督促状を発送しております。また、年2回、過年度分の滞納繰越保険料に対して催告書を送付しております。それに伴いまして、納付相談を実施しております。さらに電話催告、徴収調査員による訪問催告、訪問徴収も行っております。

短期証につきましては、納期限から1年以上滞納している被保険者に対して、一般証から短期証への切りかえを実施しております。その短期証の交付状況は、同じく平成22年度1,384世帯に交付しております。

なお、意図的に保険料を払わない悪質な滞納者の状況は、個別に把握するのは困難でございます。平成22年度の差し押さえ状況は3件で、差し押さえ金額は166万713円となっております。

なお、今年度、上半期の差し押さえ状況ですが、実施件数は12件、差し押さえ金額は809万9,160円となっております。これに対し、滞納者との納付相談の結果、自主的に納付された金額が約270万円、取り立てによる配当金額による徴収額が約500万円となっております。そのほか分納を約束された分もございます。

以上でございます。

○委員（錦織淳二君） ありがとうございます。いろいろな方法で督促されており、平成22年度の差し押さえ件数は3件で166万713円、今年度上半期の差し押さえは12件で809万9,160円と増えており、約270万円の相談による自主納付もあるようでございますけれども、これらの督促によって何%ぐらいの滞納額が回収されるのでしょうか。お答えください。

○国保年金課長（神田市郎君） 督促状は納期限後1カ月半後に送付しておりますので、保険料としては現年分の保険料が対象となります。催告書兼納付書は、納期限後4カ月から12カ月の世帯を対象に出しております。また、催告書は納期限から13月以上未納だった世帯に送付しています。そのため、国保の通知に対して何%であるかということは把握が困難でございますが、平成22年度の滞納繰越分の収納額が5億3,897万3,562円で、調定額に対して19.36%となっております。

○委員（錦織淳二君） ありがとうございます。やはり回収率が芳しくないような状況なので、いずれにいたしましても、長引く景気低迷による失業者の増加等を考えた場合、ますます滞納者が増え続け、今までのようなやり方では、今後、税収が大きく落ち込む中で財政を圧迫し続

けることになり、今のうちに滞納対策を抜本改革しなければならないと思いますが、どのような新しい対策を考えていらっしゃいますでしょうか。お答えください。

○国保年金課長（神田市郎君） 区はこれまで、滞納者対策といたしまして、古くは平成12年度に徴収調査員制度を発足させました。平成16年度からはコンビニエンスストアの収納を開始しております。そして、平成22年度から電話催告等を委託して、事業を開始してまいりました。しかしながら、過去3年間、長引く景気低迷や経済的基盤の弱い、仕事をなくされた方の国民健康保険加入の増加により滞納世帯数も増加しております。今後、より効果的な滞納者対策を検討してまいります。

具体的には、徴収調査員によりまして、60万円以上の高額滞納者に特化した訪問徴収を12月に実施する予定でございます。また、なかなかお支払いいただけない滞納世帯を対象に、300件を目標に預金の調査を行いまして、預金の差し押さえも進める予定でございます。さらに、生活保護を受給した世帯や破産手続きにより免責処分を受けた世帯に対しては滞納処分の執行を停止して、めり張りのある滞納処理をしてまいります。今後も、一般減免の適用や所得の申告等によって、均等割分の7割、5割、2割減額の適用を促進など、きめ細かな納付相談を積極的に行い、医療が受けられない方々を出さないようにしてまいります。

○委員（錦織淳二君） ありがとうございます。今後とも、失業、病気とか、災害等で生活に困っている方に対しては免除とか減額をしていただき、悪質な滞納者に対しては徹底した徴収対策をとっていただきたいと思います。と思っています。

また、滞納者対策も重要ですが、もっと根本的な問題である政府管掌健保、組合健保、共済組合健保等、ほかの健康保険制度との格差を改善し、少子高齢化かつ右肩下がりの時代を想定した保険制度に変えない限り、いずれ破綻してしまうのではないかと危惧しております。現在、年金の場合は一元化に向けての話が進んでいますが、本来、年金と抱き合わせであるはずの健保の方は、高齢者の医療制度以外は改善に向けての話がなかなか聞こえてきていないような感じです。私は自分の会社の健康保険に入っておりますので、人のことは言えませんが、区の職員の方も共済組合健保に入っているの、国保加入者の痛みがわかりづらいかと思います。ぜひ国保加入者の立場に立って国保制度改善の声を委員会に上げていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。お答えください。

○国保年金課長（神田市郎君） 国民健康保険制度は、高齢者医療制度の改正に伴い、大きく制度改正される方向でございます。特別区の区長会としても従前から全国市長会等を通して、財政基盤の拡充を図るよう国に対して要望しているところでございます。安心して医療にかかる保険制度を維持、実現できるよう国に対して要望しているところでございます。安心して医療にかかる保険制度を維持、実現できるよう、実務的な点からも、23区の担当課長会等でも区民の生活実態を踏まえて問題提起などしてまいります。

○委員（錦織淳二君） ありがとうございます。いろいろ国保は問題があるかもしれませんが、以前、私は米国で会社をつくって生活を始めた際につくづくわかったのですが、日本の健康保険制度は世界じゅうに自信を持って自慢できる非常にすばらしい制度だと思います。ただ、国保は農家や小規模商店など自営業者を前提としてつくられた制度でございますので、既に時代に合わなくなっただけの話だと思います。ぜひ今の時代、これからの時代に合うような健保制度の提案をどんどん委員会の方に上げていただきたいと思います。

最後をお願いします。国保以上に国民年金はさらに矛盾だらけの問題を抱えており、その問題が国保の滞納問題にも結びついているような気がしております。会社の場合は、年金加入者には人事が窓口となって手続きの際に詳しい説明をしていますが、区役所では単に手続きをするだけで、私の経験から言っても、申し込み時に詳しい説明がなされていないような気がします。いずれにいたしましても、国民年金の最初の窓口は区役所になりますので、申し込みのときにしっかりと国民年金の知識を教えなければ、年金制度だけではなく、社会の安定にとってマイナスになってしまいます。

私の会社にも年金問題で相談に来る人も多いのですが、特に若い人は、国民年金は満額でも現在6万5,000円程度で、家賃も医療費も自分で払わなければならないのですけれども、高齢で働き口がなくなれば、生活保護の申請をすればすぐ通るので、そうすると、最低でも月7万円以上の額は支給される上に家賃の補助があって医療費も無料となるため、年金保険料を払わない方が得だと思っている人が多いのです。非正規雇用者が増えている現在、国民年金保険料の納付率が下がるのは当たり前ではないでしょうか。私は相談者には必ず国保負担制度の説明をしておりますが、国が私たちの税金で年金の補助をしていることを知っている人がほとんどいないというのが現状でございます。年を取って無年金になっても日々の生活で消費税は払わざるを得ませんが、その税金の一部は他人の年金に回ってしまいますし、今まで払った年金保険料も捨ててしまうことになるのもったいないことや、所得が低い場合は保険料減免制度があり、現在、国民年金加入者の2割近い350万人がこの制度を利用しており、国が補助する分だけを年金を受ける権利を得ている話をすれば、理解していただける人も多いようでございます。つきましては、何事も最初が肝心です。区としても、国民年金を申し込む最初の段階で正しい年金の知識を周知することが区民の生活の安全と安心を守ることになりますが、いかがお考えでしょうか。お答えください。

○国保年金課長（神田市郎君） 各総合支所区民課窓口サービス係では、相談担当が国保と年金について相談や申請を同時に受け付けております。ご説明も差し上げております。また、国保年金課におきましても、国保の加入申請と受付と並んで国民年金の窓口もございまして、連携してご案内しております。

なお、国民年金については、20歳到達月に年金事務所から資格取得書が送付されております。

我々の窓口での説明も港年金事務所と連携し、職員がきめ細やかに対応させていただいております。

○委員（錦織淳二君） ありがとうございます。年金問題は少子高齢化に向かっている日本にとって非常に重要な問題でございます。厚生年金や共済年金の場合は抱き合わせなので、健保と年金に同時に加入することになります。国民年金の場合は区役所の申し込み窓口が隣にあって、申し込み自体は別々になりますので、ぜひしっかりと説明をしていただき、国保を申し込んだ区民を必ず国民年金にも同時に申し込むようにさせてください。

また、港区は2万人もの外国人が生活している区でもあり、グローバル社会に対応した国保及び国民年金制度についても委員会に提言していかなければならないと思っています。現在、国民健康保険については、アメリカ、フランス、ベルギー、オランダ、チェコの各国においては、社会保障協定により、本国の保険加入証明により港区の国保への加入は免除されています。年金につきましては、アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ、イギリス、韓国、ベルギー、オランダ、オーストラリア、チェコ、アイルランド、スペインの各国については、就労期間により、どちらかの年金に加入するのかを定めているのですが、まだ社会保障制度がない国の方々が相談に見えたとしても適切な回答ができるようになっておりますでしょうか。お答えください。

○国保年金課長（神田市郎君） 港区に住居を有する外国人で外国人登録をしていて、原則1年以上の在留期間がある方は国保に加入しなければなりません。年金も年齢等条件はありますが、原則加入ということになっております。電話や窓口でご相談を受けた場合、相手国がどこであるか確認し、お答えしております。まだ協定が結ばれていないお国の場合は、例えば年金ですと、脱退一時金等の説明も行っております。

港区では、平成22年度末で外国人登録者数2万1,520人、うち4,852世帯、6,043人が国保に加入されております。現在は外国人登録窓口が芝地区総合支所にある関係で、芝地区総合支所区民課でほとんど外国の方の対応をしております。込み入った相談については国保年金課で対応しておりますが、外国語のみ話す方への対応は、外国語を話せる職員の応援を得て対応しております。各総合支所区民課でもこのようなご案内をしておりますので、来年度住民基本台帳法が改正されましても対応できるようになっております。

○委員（錦織淳二君） ありがとうございます。十分な対応ができる旨をお聞きして安心いたしました。

以上、終わります。

○副委員長（二島豊司君） 錦織委員の発言は終わりました。

これにて国民健康保険事業会計の質疑は終了しました。

以上をもって国民健康保険事業会計の審議は終了しました。

